

## 2 弁護士法人の現状

2002年4月1日から弁護士法人制度が施行され、2011年3月末日で丸9年が経過した。この制度は、これまで弁護士個人が運営主体であった法律事務所を法人組織として、法律事務処理の継続性を確保し、事務所運営の合理化・共同化などを期するものである。

なお、弁護士法人は、主たる事務所の所在する地域の弁護士会の会員となるが、従たる事務所を設けたときは、その事務所の所在する地域の弁護士会の会員ともなる。

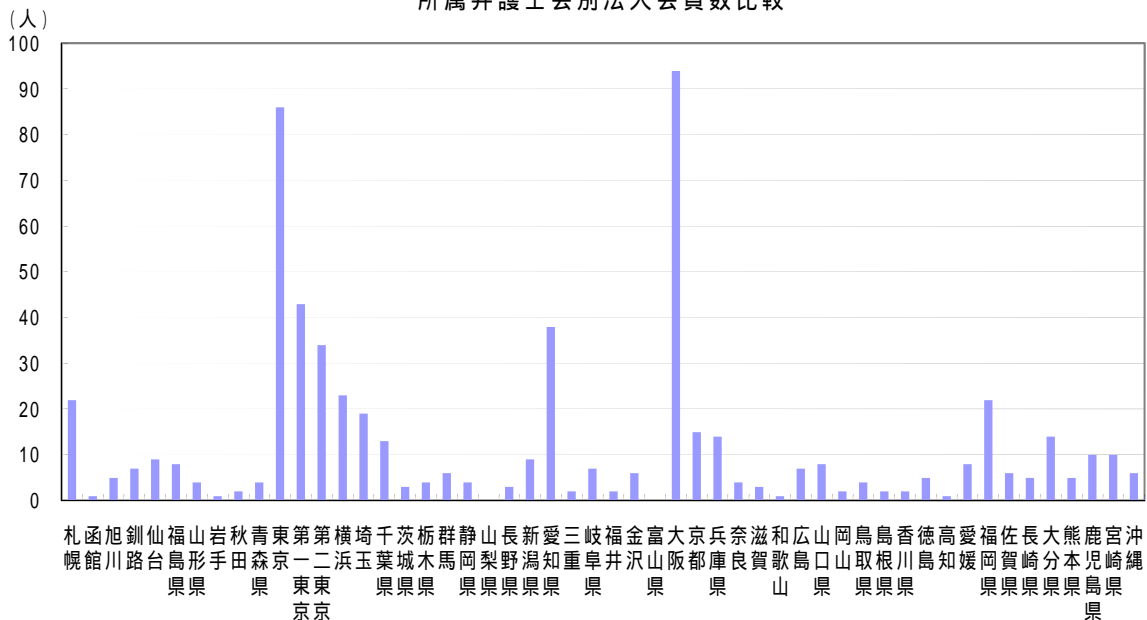
### 1. 弁護士法人の数

2010年4月から2011年3月までに設立された弁護士法人は79法人である。2011年3月末日現在の全国の弁護士法人数は497法人である。

これを設立された年別及び所属弁護士会別に見ると、以下のとおりである。

年別設立件数 (単位:法人)		所属弁護士会別 法人会員数 (単位:人)							
2002年	77	札幌	22	横浜	23	福井	2	島根県	2
2003年	37	函館	1	埼玉	19	金沢	6	香川県	2
2004年	47	旭川	5	千葉県	13	富山県	0	徳島	5
2005年	38	釧路	7	茨城県	3	大阪	94	高知	1
2006年	33	仙台	9	栃木県	4	京都	15	愛媛	8
2007年	56	福島県	8	群馬	6	兵庫県	14	福岡県	22
2008年	82	山形県	4	静岡県	4	奈良	4	佐賀県	6
2009年	69	岩手	1	山梨県	0	滋賀	3	長崎県	5
2010年	79	秋田	2	長野県	3	和歌山	1	大分県	14
		青森県	4	新潟県	9	広島	7	熊本県	5
		東京	86	愛知県	38	山口県	8	鹿児島県	10
		第一東京	43	三重	2	岡山	2	宮崎県	10
		第二東京	34	岐阜県	7	鳥取県	4	沖縄	6
								合計	613

所属弁護士会別法人会員数比較



【注】 1. 「所属弁護士会別法人会員数」は、複数弁護士会に所属する法人があるので、合計は2011年3月末日の法人数より多くなっている。  
 2. 2011年3月末日までの届出に基づくものである。

2. 従たる法律事務所の設置

2011年3月末日時点で従たる事務所を設置している弁護士法人は、177法人で269か所設置されている（下表）。このうち、主たる事務所と異なる地域（他の都道府県）に設置された従たる事務所は121か所ある。

また、原則として従たる事務所にも社員弁護士の常駐が必要であるが、弁護士過疎対策の趣旨で、当該地域の弁護士会の許可があれば、従たる事務所に社員弁護士が常駐しなくてもよいことになっている。なお、使用人弁護士が常駐していても「非常駐」扱いとなる。下表のとおり、35か所に非常駐許可が出されている。

従たる事務所のある弁護士法人一覧

主たる事務所	従たる事務所	備考	主たる事務所	従たる事務所	備考
札幌(札幌市)	札幌(岩見沢市・滝川市・苫小牧市)	非常駐許可(岩見沢市・滝川市)	東京(八王子市)	東京(町田市) 埼玉(さいたま市) 大阪(大阪市) 兵庫県(神戸市)	
札幌(札幌市)	旭川(占冠村)	非常駐許可	東京(千代田区)	横浜(大和市)	
札幌(札幌市)	札幌(札幌市)		東京(港区)	大阪(大阪市)	
旭川(旭川市)	旭川(名寄市)		東京(町田市)	横浜(相模原市)	
仙台(仙台市)	仙台(岩沼市)		東京(千代田区)	千葉県(柏市)	
福島(福島市)	福島県(相馬市) 山形県(米沢市)		東京(新宿区)	横浜(横浜市)	
福島(福島市)	福島県(南相馬市)		東京(港区)	東京(渋谷区)	
岩手(盛岡市)	岩手(奥州市・大船渡市)	非常駐許可(大船渡市)	東京(杉並区)	鳥取県(鳥取市)	
青森県(八戸市)	青森県(十和田市)	非常駐許可	東京(港区)	福岡県(福岡市)	
東京(港区)	東京(立川市)		第一東京(千代田区)	大阪(大阪市) 札幌(札幌市)	
東京(千代田区)	群馬(高崎市)		第一東京(千代田区)	愛媛(今治市)	
東京(千代田区)	東京(港区)		第一東京(新宿区)	埼玉(さいたま市)	
東京(豊島区)	東京(立川市) 沖縄(那覇市) 愛知県(名古屋市) 札幌(札幌市) 仙台(仙台市) 大阪(大阪市) 香川県(高松市) 福岡県(福岡市) 横浜(横浜市) 新潟県(新潟市)		第一東京(台東区)	福島県(いわき市・富岡町) 埼玉(川越市)	
東京(新宿区)	埼玉(さいたま市) 大阪(大阪市)		第一東京(千代田区)	札幌(札幌市)	
東京(千代田区)	仙台(仙台市) 札幌(札幌市)		第一東京(港区)	愛媛(松山市) 青森県(青森市) 熊本県(熊本市) 栃木県(宇都宮市) 長野県(長野市)	
東京(千代田区)	新潟県(小千谷市)		第一東京(中央区)	第一東京(新宿区)	
東京(八王子市)	旭川(土別市)		第一東京(千代田区)	第一東京(港区)	
東京(中央区)	青森県(十和田市)		第一東京(中央区)	札幌(札幌市)	
東京(中央区)	静岡県(伊豆市)		第一東京(千代田区)	第一東京(港区)	
東京(港区)	埼玉(所沢市) 東京(国分寺市)		第二東京(千代田区)	第二東京(豊島区)	

【注】2011年3月末日までの届出に基づくものである。

1-4 法律事務所の共同化及び弁護士法人の現状

主たる事務所	従たる事務所	備 考	主たる事務所	従たる事務所	備 考
第二東京(新宿区)	横浜(横浜市)		愛知県(小牧市)	愛知県(北名古屋市)	
第二東京(港区)	島根県(浜田市)		愛知県(岡崎市)	愛知県(蒲都市)	
第二東京(千代田区)	大阪(大阪市)		愛知県(名古屋市)	愛知県(豊橋市)	
第二東京(渋谷区)	千葉県(我孫子市・千葉市) 横浜(横浜市) 大阪(大阪市) 埼玉(さいたま市) 高知(高知市) 仙台(仙台市) 愛知県(名古屋市) 福岡県(福岡市) 札幌(札幌市)		愛知県(名古屋市)	愛知県(犬山市)	
第二東京(新宿区)	大阪(大阪市)		愛知県(半田市)	愛知県(東海市)	
第二東京(中央区)	大阪(大阪市)		愛知県(名古屋市)	三重(津市) 愛知県(名古屋市) 岐阜県(岐阜市)	
横浜(相模原市)	横浜(相模原市)		愛知県(半田市)	愛知県(岡崎市・豊田市)	
横浜(相模原市)	横浜(相模原市)		岐阜県(大垣市)	岐阜県(岐阜市)	
横浜(横浜市)	横浜(横浜市)		大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
横浜(横浜市)	横浜(横浜市2か所)		大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
横浜(横浜市)	第一東京(渋谷区) 横浜(相模原市・横須賀市・川崎市2か所)		大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
埼玉(さいたま市)	埼玉(越谷市)		大阪(大阪市)	第二東京(千代田区)	
埼玉(越谷市)	東京(台東区)		大阪(大阪市)	第一東京(千代田区) 福岡県(福岡市)	
埼玉(さいたま市)	埼玉(久喜市)		大阪(大阪市)	東京(千代田区)	
埼玉(さいたま市)	千葉県(一宮町)		大阪(大阪市)	大阪(豊能町)	
千葉県(千葉市)	千葉県(富里市・匝瑳市)		大阪(大阪市)	東京(港区)	
千葉県(松戸市)	沖縄(那覇市)		大阪(堺市)	大阪(大阪市)	
茨城県(鹿嶋市)	千葉県(成田市)		大阪(大阪市)	第一東京(港区)	
栃木県(小山市)	栃木県(小山市)		大阪(大阪市)	第一東京(千代田区) 京都(京都市)	
群馬(高崎市)	群馬(高崎市・太田市)		大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
群馬(沼田市)	群馬(高崎市)		大阪(大阪市)	熊本県(熊本市)	
群馬(高崎市)	群馬(高崎市)		大阪(大阪市)	福井(福井市)	
静岡県(沼津市)	静岡県(下田市)	非常駐許可	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
新潟県(新潟市)	新潟県(三条市・長岡市・新発田市)		大阪(大阪市)	東京(港区)	
愛知県(名古屋市)	愛知県(小牧市・津島市)		大阪(大阪市)	奈良(奈良市)	
愛知県(名古屋市)	愛知県(半田市) 第二東京(豊島区)		大阪(大阪市)	東京(中央区)	
愛知県(岡崎市)	愛知県(名古屋市・半田市・一宮市)		大阪(大阪市)	東京(千代田区)	

【注】2011年3月末日までの届出に基づくものである。

1-4 法律事務所の共同化及び弁護士法人の現状

主たる事務所	従たる事務所	備考	主たる事務所	従たる事務所	備考
大阪(大阪市)	大阪(大阪市)		滋賀(大津市)	滋賀(長浜市・草津市)	非常駐許可(長浜市)
大阪(大阪市)	第二東京(千代田区)		和歌山(和歌山市)	和歌山(橋本市)	非常駐許可
大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)		広島(広島市)	広島(尾道市・大竹市)	全て非常駐許可
大阪(大阪市)	第一東京(港区)		広島(広島市)	広島(東広島市)	
大阪(大阪市)	奈良(生駒市)		広島(広島市)	広島(呉市)	
大阪(大阪市)	京都(京都市)		広島(広島市)	広島(三次市)	
大阪(岸和田市)	大阪(大阪市)		山口県(萩市)	第一東京(中央区・千代田区) 大阪(大阪市・堺市) 埼玉(川口市) 横浜(横浜市)	
大阪(大阪市)	愛媛(今治市・新居浜市)		山口県(岩国市)	山口県(柳井市)	
大阪(大阪市)	第二東京(新宿区) 大阪(岸和田市)		山口県(下関市)	山口県(下関市)	
大阪(大阪市)	京都(京都市)		岡山(岡山市)	岡山(岡山市・津山市・玉野市)	
大阪(大阪市)	大阪(堺市)		岡山(岡山市)	岡山(岡山市)	
大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)		鳥取県(米子市)	鳥取県(堺港市)	非常駐許可
大阪(大阪市)	東京(千代田区)		鳥根県(松江市)	鳥根県(大田市・出雲市・益田市)	非常駐許可(大田市)
大阪(大阪市)	大阪(大阪市)		香川県(高松市)	香川県(三豊市)	非常駐許可
大阪(大阪市)	愛知県(名古屋市)		徳島(徳島市)	第一東京(中央区)	
大阪(大阪市)	大阪(枚方市)		徳島(阿南市)	徳島(徳島市)	
大阪(大阪市)	大阪(大阪狭山市・東大阪市) 広島(広島市・呉市) 福岡県(福岡市)		愛媛(大洲市)	愛媛(四国中央市・宇和島市)	非常駐許可(四国中央市)
大阪(大阪市)	鹿児島県(奄美市)		愛媛(大洲市)	愛媛(松山市)	
大阪(東大阪市)	奈良(奈良市)		福岡県(久留米市)	福岡県(朝倉市・大牟田市)	非常駐許可(朝倉市)
京都(京都市)	滋賀(草津市)		福岡県(福岡市)	福岡県(田川市・直方市・宗像市・福岡市・朝倉市・飯塚市)	
京都(京都市)	京都(亀岡市)		福岡県(福岡市)	愛知県(名古屋市) 東京(新宿区)	
京都(京都市)	大阪(大阪市)		福岡県(北九州市)	福岡県(行橋市)	
京都(京都市)	京都(長岡京市)		福岡県(福岡市)	福岡県(久留米市)	
京都市(宮津市)	京都(京丹後市・京都市)		福岡県(大牟田市)	福岡県(柳川市)	
京都市(京都市)	京都(京都市)		佐賀県(伊万里市)	長崎県(諫早市)	
兵庫県(神戸市)	鹿児島県(鹿児島市)		佐賀県(佐賀市)	佐賀県(鳥栖市)	
兵庫県(神戸市)	兵庫県(姫路市・丹波市)		佐賀県(佐賀市)	佐賀県(鹿島市・武雄市)	
兵庫県(明石市)	兵庫県(篠山市)		佐賀県(佐賀市)	佐賀県(武雄市・鹿島市)	
兵庫県(神戸市)	東京(千代田区) 愛媛(今治市)		長崎県(大村市)	長崎県(佐世保市)	
奈良(橿原市)	奈良(五條市)	非常駐許可	長崎県(長崎市)	長崎県(佐世保市)	

【注】2011年3月末日までの届出に基づくものである。

主たる事務所	従たる事務所	備 考
大分県(大分市)	大分県(日田市・大分市)	非常駐許可(日田市)
大分県(大分市)	大分県(佐伯市)	非常駐許可
大分県(大分市)	大分県(杵築市・別府市)	全て非常駐許可
大分県(大分市)	大分県(竹田市・豊後大野市)	非常駐許可(竹田市)
大分県(大分市)	大分県(臼杵市)	非常駐許可
大分県(大分市)	大分県(佐伯市)	非常駐許可
大分県(大分市)	大分県(杵築市)	非常駐許可
大分県(中津市)	大分県(日田市)	非常駐許可
大分県(大分市)	大分県(津久見市)	非常駐許可
大分県(大分市)	大分市(佐伯市)	非常駐許可
熊本県(熊本市)	熊本県(山鹿市・八代市)	
熊本県(熊本市)	熊本県(熊本市・玉名市)	
熊本県(熊本市)	熊本県(玉名市)	
鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(始良市・鹿屋市・薩摩川内市)	全て非常駐許可
鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(鹿屋市)	非常駐許可
鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(鹿児島市) 福岡県(福岡市)	
鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(霧島市)	非常駐許可
鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(鹿屋市)	非常駐許可
宮崎県(宮崎市)	福岡県(福岡市)	
宮崎県(宮崎市)	宮崎県(日南市・都城市)	全て非常駐許可
宮崎県(都城市)	宮崎県(宮崎市)	
宮崎県(宮崎市)	東京(新宿区)	
宮崎県(宮崎市)	宮崎県(延岡市)	

【注】2011年3月末日までの届出に基づくものである。

### 3. 弁護士法人の規模

弁護士法人に所属する弁護士（代表社員・社員・使用人弁護士）の人数で区分すると下表のようになる。

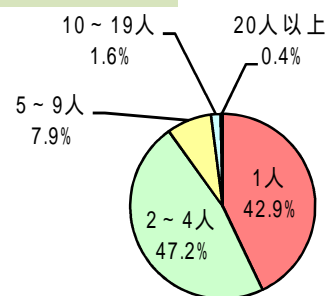
弁護士法人所属の弁護士数(使用人弁護士を含む)による区分

(単位:人)

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
法人数	93	91	71	64	39	28	19	18	5	14	6	6	6	6	1	2	3	2	4	1	3
所属弁護士数	93	182	213	256	195	168	133	144	45	140	66	72	78	84	15	32	51	36	76	20	63
内女性数	5	25	31	40	39	37	28	29	5	39	6	12	14	27	3	9	9	6	14	4	13
外弁数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

人数	22	26	28	30	34	38	41	51	52	58	96	合計
法人数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	494
所属弁護士数	44	26	28	30	34	38	41	51	52	58	96	2,660
内女性数	8	4	5	4	4	8	9	9	10	6	19	481
外弁数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	7

社員の人数の割合  
(2011年)



社員の合計人数による区分 (単位:人)

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13
法人数	212	160	52	21	14	13	3	7	2	1	2	3

人数	15	17	20	27	合計
法人数	1	1	1	1	494

- 【注】 1. 2011年3月末日までの届出に基づくものである。  
 2. 所属弁護士数は、弁護士法人ごとに集計したもので、主たる事務所と従たる事務所の総数である。  
 3. 法人数において、清算中等の法人は含んでいない。

### 3 隣接士業における法人の現状

参考までに、隣接士業における法人の現状は、以下のようになっている。

	総人数	法人名	法人制度発足日	法人数	社員数合計	使用人数合計	法人組織率
弁護士	30,485人	弁護士法人	2002年4月1日	497	1,156人	2,660人	12.5%
弁理士	8,684人	特許業務法人	2001年1月6日	142	399人	950人	15.5%
税理士	72,039人	税理士法人	2002年4月1日	2,140	5,549人	-	-
公認会計士	21,325人	監査法人	1966年7月3日	208	公表していない	公表していない	-
司法書士	20,313人	司法書士法人	2003年4月1日	434	1,098人	640人	8.6%
行政書士	41,584人	行政書士法人	2004年8月1日	190	449人	60人	1.2%
社会保険労務士	35,801人	社会保険労務士法人	2003年4月1日	380	891人	公表していない	-
土地家屋調査士	17,487人	土地家屋調査士法人	2003年4月1日	137	350人	20人	2.1%

- 【注】 司法書士、行政書士及び土地家屋調査士（総人数のみ）は2011年4月1日現在（但し司法書士の社員・使用人については同年4月14日現在）。上記以外は、全て2011年3月末日現在。